

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 8 日現在

機関番号：14101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24720322

研究課題名(和文) 政策決定のプロセスにみる清末垂簾聴政の構造と特質

研究課題名(英文) The system and characteristics of "rule from behind the curtains" in the late Qing Dynasty as seen in the process of policy making

研究代表者

大坪 慶之 (OTSUBO, Yoshiyuki)

三重大学・教育学部・准教授

研究者番号：30573290

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：アロー戦争(1856-61)後の清朝では、垂簾聴政と呼ばれる政治体制が実施され、六歳で即位した同治帝に代わり、東西の両皇太后が政策を決めた。本研究では、19世紀後半の清朝中央における政策決定過程を検討し、垂簾聴政の構造と特質について考察した。そこでは公文書に加え、当時の官僚の日記や書簡を利用して政策決定に至る過程を復元し、垂簾聴政期と光緒帝による親政時期のそれぞれにおいて、西太后がもっていた権限について分析した。

研究成果の概要(英文)：After the Second Opium War, there was a principal reform in the Qing Dynasty: the start of "rule from behind the curtains" (Tuilian Tingzheng 垂簾聴政). When Emperor Tongzhi 同治帝 became emperor, when he was six years old. In this political structure, Empress Dowagers Cian 慈安 and Cixi 慈禧 decided policies. In this study I explore the process of policy making at the heart of the Qing dynasty in the second half of the 19th century, and the system and its characteristics of "rule from behind the curtains." I reconstructed the processes of policy making, by using diaries and letters of the officers, official documents, and analyzing the rights of Empress Dowager Cixi under "rule from behind the curtains" and that of her under direct rule by Emperor Guangxu 光緒帝.

研究分野：東洋史

キーワード：垂簾聴政 政策決定過程 西太后 光緒帝 皇帝親政 清末 親王 軍機大臣

1. 研究開始当初の背景

(1) 従来の清末政治史研究は、公開された公文書を駆使し、政策決定過程のうち公式の記録に残された部分を中心に考察してきた。その成果は、外交史の分野で多く残されている。政治史の一角を担う外交史研究には、主たる分析対象として、() 中央政府内の政策決定過程、() 実際の対外交渉にあたる地方官、例えば天津に駐在する直隸総督兼北洋大臣の李鴻章と、中央政府とのやり取り、() 諸外国との外交交渉の経過、の三つがある。しかし研究者の関心は、専ら(X) に対して向けられ、() については西太后や皇族である親王、官僚機構の存在を前提に、公文書に記された事実を、時系列的に叙述する傾向が強かった。

(2) 公文書は、当時の政策決定過程を考えるうえで、重要な史料である。しかし、政策の立案から審議、決定へと至る過程において見られる現象の全てが、公文書に記されるわけではない。実際は、個々の人物が直接会って口頭で相談し、書簡をやり取りするなど、水面下での根回しや意見交換がなされる。これらの活動は非公式とはいえ、慣習化されることで政策決定過程の一環として組み込まれていく。この点に関する考察は、清末政治史研究において未開拓のテーマである。

(3) 上記した点は、従来は史料の制約もあり、克服が難しい状況にあった。しかし現在は、当時の政策決定過程に参加した臣下の日記・書簡などが公文書館や図書館で公開されたり、刊行されたりしつつあり、これらを利用すれば、公文書には現れない政策決定に至る水面下の動きを、一定程度窺うことが可能である。

(4) 近年、飛躍的な進展を見せる大清帝国史研究により、清末政治史の問い直しを迫る新たな視点が切り拓かれている。とりわけ、皇帝権力が最終決定を行う専制性に関して、側近による政治(清朝の軍事・行政上の最高機関とされる軍機処の軍機大臣も含む)と重臣による合議制(皇族や功臣らによる)が相補う補助手段として存在することを指摘している点は注目に値する。

2. 研究の目的

(1) 公文書に加え、日記・書簡などを利用し、水面下の動きも含めた政策決定過程を具体的に復元し、その分析を通じて、垂簾聴政期の清朝中央における政策決定のあり方を明らかにする。

(2) 政策決定に至る過程では、公文書のみならず、私文書たる書簡が用いられる。両文書に記載される内容は、それぞれ特徴を持つ。皇帝・皇太后が出す公文書(それぞれ上諭・懿旨と呼ばれる)には決定事項が記され、そ

れが次の政策を決める際の前提となっていく。また、臣下が提出する公文書(上奏文)は、公式に行った提案の内容が書かれている。一方で書簡は、公文書(上諭・懿旨、上奏文)を作成する段階で使用されることが通例である。そのため、そこに記載された内容から、公文書作成に至る経緯、政策決定過程に参加する人物の考えなどがうかがえる。公文書作成に至るまでには、書簡の往来だけでなく、政策決定過程の参加者間における相談も行われる。相談は口頭でなされるため、一部始終が記録されることはないが、その一端を当事者の日記から読み取ることができる。本研究では、従来、十分に利用されてこなかった日記・書簡を主たる史料とする。

(3) 考察対象とする時期は、利用可能な日記や書簡が比較的多く残されている、1880~90年代を中心にすえる。

(4) 上記(1)の成果をもとに、東西の両皇太后が政策決定権を持ち、親王ら皇族が補佐する垂簾聴政の構造と特質の解明にむけた考察を進める。

3. 研究の方法

(1) 本研究には、公文書・日記・書簡の三史料の分析が必須である。第一の公文書は、膨大な量が存在するが、先学により所蔵・公開状況が紹介されている。また、近年出版が進んだことで、史料へのアクセスは比較的容易となった。第二の日記は、公開・出版が十分に進んでいるわけでないが、『翁同龢日記』をはじめ、当時の中央政界の中樞にいた高級官僚によるものが刊行されている。第三の書簡は、一部既刊のものもあるが、記載内容のカバーする期間が短く、質・量ともに十分とは言えない状況である。また各文書館が所蔵する史料群の実態も、よく分かっていない。そこで、北京などにある公文書館や図書館に赴き、軍機処や醇親王といった当時の中央政界の中心にいた人物の間で授受された書簡を中心に、史料の調査・収集を行う。

(2) 収集した官僚の日記・書簡を主たる史料として、政策決定過程を公文書には記録されない背後の動きを含めて復元する。ここでは書簡の往来と、日記に記された参加者間の相談とを総体的に復元し、それと公文書の情報をどう関係づけるかが、重要な課題となる。

(3) 復元した政策決定過程を、舞台裏の動き(原案を構想したのは誰か、いかなる根回しや駆け引きが行われるか、また誰がそれを主導したか等々)を視野にいれつつ分析する。ここでは、公文書には現れない皇太后・臣下の動きに着目し、政局を動かした者とその思惑の実相を浮かび上がらせる。こうした実証研究を蓄積し検討することで、垂簾聴政期の清朝中央における政策決定のあり方の解明

を目指す。

(4) 上記(3)の成果を利用して、垂簾聴政の構造と特質に関する考察を進める。そこでは、垂簾聴政期という時代的特殊性を考慮し、皇帝に代わり皇太后が政策決定を行うことにより生じた変化に留意する。

4. 研究成果

(1) 19世紀後半の清朝では、幼少の皇帝に代わり、東西の両皇太后(東太后の死後は西太后のみ)が政策を決定していた。その政策が立案・審議される場を「政治空間」と定義し、清朝中央における「政治空間」について、政策決定過程の具体事例を通じて考察した。分析は1870年代から80年代を中心に、そこで使われる手段およびそれに参加する人物を中心たる検討課題にすえた。

政策の決定権を握る皇太后に対し、臣下が彼女らと意見の調整を行い、その決定に影響を及ぼし得る手段を整理すると、次の三つがあげられる。それは第一に、皇太后に口頭で具申する召見、第二に、上奏文の提出、第三に、多数の中央官僚が参加する廷臣会議、である。そして、これら三つの手段に関わる人物に着目して分析した結果、清朝中央の政策決定過程においては、召見に関わる人物が、上奏・廷臣会議でも中心的な役割を果たしていることが分かった。

次に、上記の点から確認できる「政治空間」の特質を、18世紀以前の支配構造と絡めつつ抽出することを試みた。そこでは19世紀後半において、それまでとは異なる機関、例えばアロー戦争後に新設された外交を管轄する中央官庁である総理衙門が含まれる形で政策決定がなされている。しかし、「政治空間」に参加するメンバーの構成は、それ以前と大きく変更されていなかった。つまり、19世紀後半の清朝中央における政策決定を具体事例に基づいてみる限り、前近代と比較して大きな構造的変化は見られなかったということになる。ここから清朝は、自らの体制を運用面で上手く変化させながら、西洋諸国と相対する新しい時代に対応していたと言える。これは、少なくとも日清戦争頃までは続いていたと思われる。

(2) 西太后は、アロー戦争終結後の1861年から、彼女の死去する1908年まで清朝の政治を左右したとされるが、その間は常に同じ政治形態が取られているわけではなかった。それは第一に、幼少の皇帝に代わり政務をみる垂簾聴政、第二に、成人した皇帝に西太后が訓示を与える訓政、第三に、成人した皇帝による親政、の大きく三つに分類できる。日清戦争があった1890年代半ばは、三つのうち第11代光緒帝による親政時期にあたるが、一方で西太后が、政策決定に一定の発言力を有したと言われている。このような状況下における政策決定の仕組みを明らかにするた

めに、日清戦争の終結にむけ全権として日本へ派遣される李鴻章に、領土割譲を条件に交渉する権限を与えるという決定に至る過程を考察した。

そこでは、臣下が主たる政策決定の場として想定していたのは、光緒帝による召見であり、それを補う形で臣下だけの協議を持っていた。彼らは、そこでの議論を通じて割譲を認める方針を固め、それに反対する光緒帝への説得を試みていくことになる。一方の光緒帝は、当初から側近である大臣を使って、臣下による協議での議論に自らの意向を反映させようとしていた。そして割譲が不可避となった段階で、その判断を西太后にゆだねようとする。しかし西太后も、病気を理由にそれを拒み、最終的に光緒帝が一人で決定することになる。そこでは、臣下に相手の召見を受け、その場で提案への裁可を得させることで、決定の責任から逃れようとする、光緒帝と西太后の駆け引きが見られた。また彼らの言動からは、事実上、光緒帝・西太后の双方が政策を決定できたと考えられる。

(3) 日清戦争の講和交渉にむけ、李鴻章を全権大臣に任命するという決定に至る過程を検討した。そこでは、皇帝が親政していながら皇太后が権力を握る状態が、政策決定過程にどのように現れてくるのか、また西太后が幼少の皇帝に代わり、自ら政策を決定していた時との違いはあるかが問題となる。

政策決定過程の分析から、次の点があった。第一に、まず光緒帝が軍機大臣への日常の召見において裁決をし、次にそれを軍機大臣が西太后による召見の場で報告し、彼女の承認を受けるといった流れになっていたことである。これは臣下側から見れば、皇帝と皇太后の双方の召見を受け、両者の考えを調整しつつ政策をまとめていく必要があるということである。第二に、政策決定に至るまでに光緒帝と軍機大臣が、皇帝の政務をとる場所と、そこから離れて位置する西太后のいる宮殿との間を往復していたことである。これらは、軍機大臣が光緒帝と西太后の両者による召見を受けるためには必要なことである。しかし、手続き・移動の両面において、すみやかな政策決定を行うには不利な状況であったと言える。

ここに見られる光緒帝の召見は、政策を決定するには皇帝の裁可がいることから、必要な手続きであると判断できる。一方で西太后の召見は、皇帝のそれとは違い政策を決定するのに不可欠とまでは言えないが、必要なもの、換言すると慣習的に必須と考えられていた手続きと推察される。これは皇帝親政と折り合いをつけながらも、西太后が政策決定に関与できる方法を模索した結果だったと考えられる。以上の点から、光緒帝親政期は、垂簾聴政期とは異なる形で西太后が決定に携わっていたことが分かる。

(4) 研究で用いた主たる史料の一つに、『翁同龢日記』がある。著者の翁同龢は、光緒帝の教育係を務め、軍機大臣に就任するなど、長らく朝廷の中樞にいた人物である。そのため、彼の残した日記は、清末政治史研究において最重要となる史料と言える。『翁同龢日記』には、古くから改竄が指摘されてきた1925年の版本と、日記原本研究を受けて新しく出版され直した版本がある。また翁には、それとは別に記され、近年利用が可能になった二種類の日記など様々なものが存在する。これら各種日記に関して、その特徴や史料的価値についてまとめた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

大坪慶之「日清講和にむけた光緒帝の政策決定と西太后」『史学雑誌』第123巻3号、pp.69-93、2014年、査読有り。

大坪慶之「光緒帝親政期における西太后の政治関与」『ふびと』第65号、pp.1-20、2014年、査読無し。

大坪慶之「翁同龢の日記とその史料的価値」『満洲史研究』第12号、pp.53-58、2013年、査読無し(史料紹介)。

Otsubo Yoshiyuki, "The Policy Making and 'Political Space' in the Late Qing Dynasty", *Osaka University Research Project of History Education Working Paper Series* 8(『大阪大学歴史教育研究会成果報告書シリーズ』第8号) pp.147-157, 2012, 査読無し。

[学会発表](計2件)

大坪慶之「西太后統治下の清朝中央における政策決定過程と「政治空間」」三重大学歴史研究会大会、2013年1月26日、於：三重大学(三重県・津市)。

Yoshiyuki OTSUBO: "The Policy Making and "Political Space" in the Late Qing Dynasty" The Second Congress of Asian Association of World Historians. (2012.4.28), Ewha Womans University, Seoul (Korea).

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：

種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大坪慶之(OTSUBO, Yoshiyuki)
三重大学・教育学部・准教授
研究者番号：30573290

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号：